

牛久市長選挙

ねもと ようじ 根本洋治氏が再選

9月8日に執行された牛久市長選挙で、現職の根本洋治氏が当選しました。

2期目の任期は、令和元年10月3日から令和5年10月2日まで。初登庁は10月3日となります。

◆任期：令和元年10月3日～令和5年10月2日
◆初登庁：10月3日(木)



牛久市長選挙結果 (9月8日執行)

当選	根本ようじ	16,367 票
	小松崎 伸	9,633 票 (敬称略)
投票率	37.79% (牛久市選挙管理委員会発表)	

消費生活の窓

ご相談は牛久市消費生活センターへ
相談日 月～金曜日
(午前9時～午後4時)
問 牛久市消費生活センター
☎830-8802

通販サイトの広告「お試し」のつもりが「定期購入が条件」だった!?

相談事例 スマートフォンの通販サイトの広告を見て、ダイエットサプリメントをお試しのつもりで「500円」で申し込んだ。すぐに届いた申し込み完了のメールで、4回の定期購入契約と初めて知った。広告では定期購入契約とは分らなかった。2回目からは代金が8000円となっている。キャンセルしたい。(30代女性)

消費者がホームページなどで「実質無料」、もしくは通常より大幅に安い価格にひかれ「1回だけ」「お試し」のつもりで化粧品やサプリメントなどを購入したところ、実際は定期購入が条件だったという相談が寄せられています。また、解約を申し出ようとしたところ「事業者へ電話がつかない」「通常価格の支払い、違約金を請求された」などの相談も見られます。

アドバイス

①「定期購入が条件」となっていないか契約内容の確認をしましょう。

特に申し込みの最終確認画面が重要です。契約内容を隅々まで確認し、画面の印刷やスクリーンショットを撮るなどして記録しておきましょう。

②「解約・返品できるかどうか」など解約条件を確認しましょう。

インターネット通販はクーリング・オフ制度がありません。解約・返品は広告に表示された条件に従います。「定期購入とは知らなかった」「身体に合わない」「期待した効果がなかった」といつて、すぐに解約・返品できるとは限りません。さらに解約の申し出の期間や方法などの条件がある場合が多く、十分な確認が必要です。

③事業者に連絡した記録を残しておきましょう。

事業者へ電話してもつながらず、解約の申請期間を過ぎてしまったというケースもみられます。事業者に連絡した証拠として電話、メールなどの記録は残しておきましょう。